

軽自動車 税率(税額)

区 分			税率(税額)		
			(1)	(2)	(3)
			平成27年3月31日までの新規登録車	平成27年4月1日以降の新規登録車	登録後13年を経過した車【経年重課】
軽三輪(660cc以下。ボートトレーラーなどの被けん引車を含む)(注1)			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(注1):「ボートトレーラーなどの被けん引車」は長さ3.4メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.0メートル以下のもの。

(1)の車については、初度検査から13年を経過するまでは、従来の税率のままです。

(2)平成27年4月1日以降に新規登録された車から新税率が適用されます。

(3)新規登録をしてから13年を経過した車は、環境負荷軽減を進める観点から重課税率が適用されます。

令和元年度は「初度検査年月」が平成18年3月以前の車が該当します。